

令和5年2月21日(火曜日) 午後2時13分 開 議

●議事日程第1号 2月21日(火曜日)

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告及び提出議案説明

第4 令和5年度施政方針

第5 議案第1号 令和5年度飯塚地区消防組合予算
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第6 議案第2号 飯塚地区消防組合個人情報保護条例の全部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第7 議案第3号 飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正
する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第8 議案第4号 飯塚地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第9 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第10 議員提出議案第1号 飯塚地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第11 一般質問

第12 署名議員の指名

第13 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 13 分 開会

◎議長（秀村 長利）

△開会

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 1 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。なお、片峯組合長並びに畠中議員から欠席届が提出されておりますので、お知らせいたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、2 月 21 日、1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、2 月 21 日、1 日と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案説明

行政報告及び提出議案の説明に入ります。行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。赤間副組合長。

○副組合長（赤間 幸弘）

本日、令和 5 年第 1 回消防組合議会定例会を招集するにあたり、昨年 12 月の定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における令和 4 年中の火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は 90 件で、このうち建物火災は 37 件、同焼損面積 2,523 平方メートル、建物火災の損害額は 1 億 5,935 万 7 千円となっております。

死傷者については死者 10 人、負傷者 12 人となっております。

これを前年と比較しますと、建物火災件数は 12 件の増、同焼損面積 809 平方メートルの増、火災損害額 8,743 万 5 千円の増、死者は 9 人の増、負傷者は昨年と同様の 12 人となっております。

次に、救急出動件数は 9,961 件、救急搬送人員は 8,254 人で、これを前年と比較しますと、救急出動件数 1,200 件の増、救急搬送人員 643 人の増となっております。

次に、救助出動件数は 79 件で、前年と比較しますと 3 件の増となっております。

以上が、管内における令和 4 年中の火災、救急等の発生状況であります。今後とも火災の予防、警防並びに諸災害の防除に全力を傾注してまいり所存であります。

次に、事務事業の進捗状況につきましては、全国一斉の「文化財防火デー」行事の一環として、旧伊藤伝右衛門邸をはじめ王塚古墳など管内 12 ヶ所の文化財防火査察を実施し、貴重な国民的財産等の防火点検並びに防火意識の高揚に努めました。

また、火災予防広報につきましては、組合管内の小学校六年生を対象にした防火ポスターコンクールを実施し、管内の29校から1,481作品の応募を受け、飯塚美術協会のご協力を得て、64点の入選作品を決定いたしました。

なお、最優秀作品1点については、飯塚地区消防組合のオリジナル防火ポスターとして作成し、管内事業所等に配布するほか、入選作品については、3月1日から3月7日までイオン穂波ショッピングセンターにおいて、防火ポスター展を開催する予定であります。

以上が昨年12月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

今議会に提案いたします議案は、予算議案1件、条例議案4件でございます。

議案の内容は、上程されました都度、担当者から説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。行政報告及び提出議案の説明を終わります。

△令和5年度施政方針

◎議長（秀村 長利）

次に、「令和5年度施政方針」の説明を求めます。

赤間副組合長。

○副組合長（赤間 幸弘）

令和5年度予算案を提出するにあたり、施策に対する基本方針と予算の概要について申し述べ、議員各位のご協力とご理解を得たいと存じます。

令和5年度の予算編成にあたっては、昨年定めた財政計画に基づき、消防機関として、地域の安全、安心を守ることを第一に、事務事業の全般にわたってその必要性、緊急性等について厳しく取捨選択を行い編成いたしました。

このような方針に基づき編成いたしました令和5年度予算の総額は、25億7,146万円を計上いたしております。

次に、主な施策の概要について申し述べます。

第1に、組織の充実強化についてであります。

地域に根差し、地域から愛される消防署を目指し、スローガンに掲げる「どんな災害にも対応できる柔軟性のある消防力の構築」を確立させるため、昨年より組織目標としている、職員一人一人の能力の向上、各隊のレベルアップ、そして火災予防業務の推進について、本年も引き続き取り組んで参ります。

第2に、消防防災体制の強化についてであります。

近年の災害は、気候変動の影響もあり、大型化、複雑・多様化、そして頻発化し、全国いたるところで甚大な被害をもたらしております。

このような災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、本年11月に、飯塚地区消防組合管内をメイン会場として、この筑豊地区において、緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練が開催されます。九州各県から約200隊の消防隊が集結し、この大規模な訓練を通して、消防機関相互の広域応援体制の連携と受援体制の強化を図るとともに、地域防災組織の中核である消防団及び関係防災機関との連携強化に努めて参ります。

また、施設、装備面では、消防車両等整備計画に基づき、高規格救急自動車1台を最新鋭の車両に更新し消防力を強化いたします。

第3に、救急業務の高度化についてであります。

昨年の救急出動件数は、社会の高齢化や夏場の熱中症の増加、そして、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、前年より1,200件多い9,961件であり、この10年間で2番目の多さとなっており、救急隊の役割は、日々重要性を増しております。

このため、救急業務での救命効果の向上及び救急態勢の強化を図る目的で、年次計画に基づき救急救命士養成課程に2名、福岡県消防学校の救急科に8名を入校させます。

また、救急救命士16名に飯塚病院での院内研修を実施し、救急隊員の資質の向上を図るほか、医療機関等との密接な連携に努め、さらなる救急業務の高度化に積極的に取り組んで参ります。

第4に、住宅防火対策の推進についてであります。

火災件数は、10年前と比較しますと全国的にみて約30%の減と減少傾向にありますが、犠牲者につきましては、全国で1,417人と、前年より91人増加しており、引き続き高い数値となっております。

このことから、住宅火災による犠牲者の減少に向け、高齢者世帯を中心とした住宅の防火査察、住宅用火災警報器設置アンケート及び自治会等への防火講話を通じて、住民への防火意識の普及啓発を図り、住宅用火災警報器の設置推進などの住宅防火対策を、各市町の担当部局及び関係機関と連携を取りながら進めてまいります。

以上、施策の概要と所信の一端を述べ審議の参考に供し、重ねて議員の皆様のご協力をお願いする次第であります。

△議案第1号「令和5年度飯塚地区消防組合予算」

◎議長（秀村 長利）

次に、議案第1号「令和5年度飯塚地区消防組合予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

○消防長（篠崎 太望）

議案第1号令和5年度飯塚地区消防組合予算について、ご説明いたします。お手元の、令和5年度飯塚地区消防組合予算書の1ページをお開き願います。まず、歳入歳出予算の総額は、25億7千146万円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、地方債については、第2条及び第3条に記載のとおりでございます。

それでは、予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。5ページをお開き願います。

1. 総括、歳入からご説明いたします。

1 款「分担金及び負担金」、本年度予算額 2 4 億 8 千 7 9 3 万 5 千円、前年度比 2 千 2 0 3 万 2 千円の減額となっております。

次に、2 款「使用料及び手数料」、本年度予算額 1 2 1 万 6 千円、前年度と同額を計上いたしております。

次に、3 款「財産収入」、本年度予算額 2 6 7 万 2 千円、前年度比 4 9 0 万 3 千円の減額となっております。

次に、4 款「繰入金」、本年度予算額 3 千 8 3 0 万 7 千円、前年度比 2 千 2 4 2 万円の減額となっております。

次に、5 款「繰越金」、本年度予算額 1 5 0 万円、前年度と同額を計上いたしております。

次に、6 款「諸収入」、本年度予算額 2 千 8 6 3 万円、前年度比 1 0 万 1 千円の増額となっております。

次に、7 款「組合債」、本年度予算額 1 千 1 2 0 万円、前年度比 9 6 0 万円の減額となっております。

以上、歳入合計としまして、2 5 億 7 千 1 4 6 万円、前年度比 5 千 8 8 5 万 4 千円の減、率にして 2. 2 4 % の減を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款「議会費」、本年度予算額 1 2 万 7 千円、前年度と同額を計上いたしております。

次に、2 款「総務費」、本年度予算額 2 億 6 千 1 6 8 万 6 千円、前年度比 7 千 5 5 8 万 7 千円の減額となっております。

次に、3 款「消防費」、本年度予算額 2 0 億 8 千 8 4 6 万 1 千円、前年度比 1 千 5 0 1 万 1 千円の増額となっております。

次に、4 款「公債費」、本年度予算額 2 億 1 千 8 1 8 万 6 千円、前年度比 1 7 2 万 2 千円の増額となっております。

次に、5 款「予備費」、本年度予算額 3 0 0 万円、前年度と同額を計上いたしております。

以上、歳出合計は、歳入と同額の 2 5 億 7 千 1 4 6 万円、前年度比 5 千 8 8 5 万 4 千円減、率にして 2. 2 4 % の減を計上いたしております。

今回の歳入歳出予算の減額の主な理由は、歳入の組合費負担金及び基金繰入金を減額する事によるものであります。

次のページをお開きください。

それでは、歳入から、主なものについてご説明いたします。

まず、1 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、1 目、組合費負担金、本年度予算額 2 4 億 8 千 3 8 4 万円、前年度比 2 千 2 9 8 万 8 千円、0. 9 9 % の減となっております。

減の主な理由は、算定の単位費用である消防単位費用が前年度から 2 0 0 円減額の 1 1, 5 0 0 円となったものでございます。

次に、2 目、施設整備事業 構成市町負担金につきましては、本年度予算額、4 0 9 万 5 千円、前年度比 9 5 万 6 千円の増となっております。

これは、2節、消防車両整備事業負担金として、消防車両の購入費に充当するため起債いたしました、施設整備事業債の地方交付税措置分を、各市町より令和5年度からご負担いただくこととなりましたので、96万3千円を計上いたすものであります。

次のページに移りまして、4款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、消防施設整備基金繰入金、本年度予算額3千830万7千円、前年度比2千242万円につきましては、令和5年度の車両更新事業として、高規格救急自動車1台を購入するため、事業費の3分の2について、施設整備基金より繰入れるものでございます。

つづきまして、次のページをお開き下さい。7款、1項、組合債、1目、消防債、本年度予算額1千120万円、前年度比960万円減につきましては、只今ご説明いたしました、高規格救急自動車の購入費に充当するため、地方交付税措置のある施設整備事業債として、事業費の3分の1を起債するものでございます。

以上が、歳入の主なものでございます。

つづきまして、9ページをご覧ください。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

まずは、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、本年度予算額2億6千160万4千円、前年度比7千558万7千円を減額して計上いたしております。

1節から11節までは、例年どおりの計上となっております。

次に、12節、委託料につきましては、次のページをお開き下さい。

上から3行目、給与電算システム構築委託料196万9千円と、次の13節、使用料及び賃借料の給与電算システム使用料52万8千円につきましては、現在使用している給与電算システムのシステム更新に伴い計上するものでございます。

つづきまして、24節、積立金の財政調整基金積立金2億3千580万1千円につきましては、歳入歳出差引額の剰余分として、2億3千580万1千円、前年度比7千551万5千円を減額して積み立てるものでございます。

財政調整基金積立金の減額が総務費減額の主な理由でございます。

つづきまして、3款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費、本年度予算額20億3千735万5千円、前年度比4千648万7千円を増額し計上いたしております。

主なものとしましては、2節、給料8億6千402万7千円、3節、職員手当等、6億1千8万7千円、合計14億7千411万4千円につきましては、職員240名の給料及び手当を、前年度比、3千279万円、2.27%を増額し計上するものでございます。

なお、3節、職員手当等の地域手当23万7千円につきましては、本年10月より福岡市消防局へ、研修のため、職員1名を派遣するため計上するものでございます。

次に、10節、需用費につきましては、7千849万2千円、前年度比614万3千円、8.49%増、これは、最近の物価高騰をうけまして、主に燃料費、光熱水費を増額し、計上するものでございます。

次のページに移りまして、12節、委託料、下から2段目、災害案内改修委託料、198万

6千円につきましては、住民へ災害情報を提供する、災害案内ダイヤルを改修するため計上するものでございます。

次のページに移りまして、18節、負担金補助及び交付金、一番下の共通波基地局維持管理費負担金157万7千円につきましては、福岡県の消防救急無線県内共通波の維持管理費につきまして、令和4年度まで、福岡県市町村振興協会からご負担いただいておりますが、令和5年度から県内の消防本部で負担することとなりましたので、計上するものでございます。

次に、2目、消防施設費、本年度予算額5千14万2千円、前年度比3千70万9千円減を計上いたしております。主なものは、歳入でもご説明いたしました、高規格救急自動車の更新のため、車両購入費として3千723万8千円を計上いたしております。次に、超短波無線機購入費については、隊員が現場で使用いたします無線機を6基購入するため、105万円を計上するものでございます。

次に、3目、広域災害対応費は、96万4千円、前年度比76万7千円減を計上いたしております。

この中で、10節、需用費については、施政方針にもありました、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が、本年11月、筑豊地域で開催されることに伴い、その必要経費を消耗品費に計上するものでございます。

以上が、歳出の主な説明でございます。

次のページからの給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号、令和5年度飯塚地区消防組合予算の説明を終わります。
ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明が終わりましたが、本議案につきまして質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

◎議長（秀村 長利）

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号「令和5年度飯塚地区消防組合予算」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第2号 飯塚地区消防組合個人情報保護条例の全部を改正する条例

◎議長（秀村 長利）

次に、議案第2号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

○消防長（篠崎 太望）

議案第2号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の全部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、同法の施行に関し必要な事項を定めるため提出するものでございます。

内容については、第1条において、本条例の目的を定めております。

次に、第2条において、本条例で使用する用語の意義を定めております。

次のページをお開きください。第3条において、個人情報の保護に取り組むことを実施機関の責務として定め、次に、第4条及び第5条において、事業者と住民等の責務について定め、次に、第6条において、個人情報保護管理責任者について定めております。

次に、第7条において、条例個人情報ファイル簿の作成及び公表として、法で定める個人情報ファイル簿のほかに、条例で定める個人情報ファイル簿を作成し公表することについて定めております。

次に、第8条において、開示請求に係る手数料及び費用負担について定め、第9条から、次のページ、第14条において、開示、訂正、利用停止の決定等の期限及び特例について定めております。

次に、第15条において、飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定め、次に、第16条において、個人情報保護制度の運用状況の公表について定め、そして、第17条において、委任として、条例の施行について必要な事項は実施機関が別に定めることとしております。

次に、附則として、第1項において、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、第2項以下において、旧条例の経過措置について定めております。

以上で、議案第2号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の全部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願いを申し上げます。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明が終わりましたが、本議案につきましては質疑通告書の提出はあっておりませんでしたので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の全部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第3号 飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

◎議長(秀村 長利)

次に、議案第3号「飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

○消防長(篠崎 太望)

議案第3号「情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本案は、第2号議案と同じく、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関連規定を整備するため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。9ページをお開き願います。

第1条の改正につきましては、個人情報保護法の改正に伴い、審査会の担当する事務及びその根拠条文を整理するものでございます。

次に第3条の改正につきましては、第2項として、委員の任期が満了した場合の、後任者が委嘱されるまでの間の委員の取扱いについて追加するものでございます。

次のページに移りまして、第6条の改正につきましては、今回の改正に伴い、文言を整理するものでございます。

次に第9条の改正につきましては、審査会の調査審議について実施機関から資料の提出があったときは、その資料を実施機関以外の審査請求人等に送付するものとする、と定め、第2項において、資料を送付しようとするときは実施機関の意見を聞かなければならない、と定めております。

次に第15条の改正につきましては、庶務の担当について、文言の修正を行うものでございます。

以上で、議案第3号「情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明が終わりましたが、本議案につきましては質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号「飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第4号「飯塚地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」

◎議長（秀村 長利）

次に、議案第4号「飯塚地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

○消防長（篠崎 太望）

議案第4号「飯塚地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の12ページをお開き願います。

本案は、職員の定年延長にかかる地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢の引き上げに関する規定の整備を行うため提出するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。23ページをお開き願います。

改正いたします本条例については、本則を第1章から第5章までの章立てとして、定めております。

第1条の改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、引用する条文の整理を行うものでございます。

次に第3条の改正につきましては、定年年齢を60歳から65歳に改正するものでございます。

次に第4条の改正につきましては、定年年齢に達した職員の勤務の延長の特例について定めるものでございます。

次に25ページをお開きください。

第3章、第6条において、管理監督職勤務上限年齢制度の対象となる管理監督職について定め、第7条において管理監督職の上限年齢を年齢60年とすることとしております。

続いて、第8条において、降任等を行う際の遵守すべき基準を定めることとしております。

次のページに移りまして、第9条において、管理監督職の上限年齢到達後の任用の延長についての特例を定めております。

次のページに移りまして、第10条及び第11条において、その特例について、職員の同意及び延長の事由が消滅した場合の措置について定めております。

次に、第12条において年齢60年に達した日以後に退職した職員の、定年前再任用短時間勤務について定めております。

次のページに移りまして、第13条において、組合の構成市町の職員の定年前再任用短時間勤務について定めております。

次に第14条において規則への委任について定めております。

次に附則第2項において、定年年齢の段階的引き上げに係る経過措置について定め、第3項において、年齢60年に達する職員に対する情報提供および意思確認について定めております。

次に、本改正条例の附則として、第1条におきまして施行期日を令和5年4月1日とし、第2条以降において現行の再任用職員に係る経過措置及び条例改正に伴い発生する暫定再任用に係る措置について定めております。

以上で、議案第4号「飯塚地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願いを申し上げます。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明が終わりましたが、本議案につきましては質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号「飯塚地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

◎議長（秀村 長利）

次に、議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

○消防長（篠崎 太望）

議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

本案は、議案第4号と同じく、職員の定年延長に係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。44ページをお開き願います。

飯塚地区消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（第1条関係）の一部改正につきましては、各条文の文言等の整理を行うものでございます。

附則については、次のページ、第2項において、年齢60歳を超える職員の給料月額を7割とする降給措置の取扱いについて定め、第3項において、該当する職員に対し、当該措置により給料月額が異動する旨の通知を行うものとするよう定めております。

次に、飯塚地区消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（第2条関係）の一部改正につきましては、減給の効果として、減給処分の対象を処分発令の日の給料金額等と明示するとともに、処分の期間中に60歳を超える時期が生じた場合の減じる額の取扱いについて、必要な規定を追加するものでございます。

次に、飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第3条関係）の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条文を改めるとともに、文言の整理を行うものでございます。

つづきまして、47ページをお開きください。

下の枠、飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（第4条関係）の一部改正につきましては、飯塚地区消防組合職員の定年等に関する条例の改正に伴い、育児休業および育児短時間勤務をすることができない職員の規定を追加するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条文を改め、文言の整理を行うものでございます。

次に、55ページをお開きください。

下の枠、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例（第5条関係）の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条文を改めるとともに、再任用職員の給料月額を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に改め、当該短時間勤務職員の給料月額算定について規定いたしております。

続いて、61ページをお開きください。

下の段、附則第12項において、60歳に達した日以後の常勤職員の給料月額を当分の間、7割とする規定を追加するとともに、附則第13項において、第12項の規定は、臨時的に任用される職員、任期付職員、非常勤職員等には適用されないことを規定しております。

次のページに移りまして、附則第14項において、役職定年となった職員の60歳以後の給

料の減額措置の調整について規定しております。

次に、64ページをお開きください。

第6条において、定年前再任用短時間勤務制度の導入及び暫定再任用制度への移行に伴い、飯塚地区消防組合職員の再任用に関する条例を廃止することとしております。

次に、本条例の附則において、この条例を令和5年4月1日から施行するとともに、各改正条例の経過措置を規定しております。

以上で議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明が終わりましたが、本議案につきましては質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議員提出議案第1号「飯塚地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」

◎議長（秀村 長利）

次に、議員提出議案第1号「飯塚地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番 吉松 信之 議員

○議員（吉松 信之）

議員提出議案 第1号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第1号「飯塚地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」につきましては、令和3年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、令和5年4月1日以降は組合議会において条例で定めることが必要となることから、関係規定を整備するため、本案の提出を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明が終了しました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第1号「飯塚地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△一般質問

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

△署名議員の指名

次に、署名議員を指名いたします。

8番 吉永 雪男 議員

9番 兼本 芳雄 議員

△閉会

◎議長(秀村 長利)

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和5年第1回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午後2時56分 閉会

●出席議員

(出席議員 12名)

1番 秀村 長利

2番 岩永 利勝

3番 久世 賢治

4番 林 英明

8番 吉永 雪男

9番 兼本 芳雄

10番 永末 雄大

11番 田中 武春

5番 竹本 慶吉

12番 吉松 信之

7番 中嶋 廣東

13番 城丸 秀高

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記

花元 稔和

〃

和多 良

〃

中野 貴博

〃

松本 圭介

〃

大塚 智史

●説明のため出席した者

副組合長

赤間 幸弘

副組合長

井上 利一

消防長

篠崎 太望

次長兼飯塚署長

坂田 潤治

参与兼総務課長

中西 敏弘

参与兼予防課長

松岡 春樹

警防課長

上尾 雄一

指令課長

高岩 伸親

予防課長補佐

河辺 英美

警防課長補佐

吉田 剛

副署長兼消防課長

佐藤 康道

副署長兼警備課長

北代 英治

副署長兼警備課長

岡松 則人

会計管理者

笹尾 清隆